

山口市建築行政事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）、山口県建築基準条例（昭和47年山口県条例第42号。以下「県条例」という。）及び建築基準法施行細則（平成17年10月1日山口市規則第169号。以下「市細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(諸台帳の整備)

第2条 次の各号に掲げる台帳を備え、書類の処理状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 建築確認台帳
- (2) 建築物許可台帳
- (3) 仮使用承認台帳
- (4) 道路指定台帳
- (5) 建築協定台帳
- (6) 建築物認定台帳
- (7) 山口県建築基準条例の規定による認定台帳
- (8) 違反建築物処理台帳
- (9) 特殊建築物等定期報告台帳
- (10) 建築設備等定期報告台帳

2 前項に掲げる台帳及びそれらに関する書類等の保存期間は、山口市文書分類表の定めるところによる。

(確認申請等の取扱)

第3条 確認申請等の提出があったときは、手数料の額を確かめ、受付欄に必要事項を記入し、建築確認台帳に所定事項を記入の上、建築確認決裁用紙（様式第1号）を添付して速やかに確認申請書及びこれに添付された図書に記載されている事項を審査しなければならない。また、必要があるときは現地を調査しなければならない。

- 2 確認申請書の内容に不備又は欠陥があるときは申請者に補正させ、支障がないと認められるときは法第93条第1項の規定により、消防長の同意が必要なものは同意を得、第7項の場合を除き法定期間内に確認し、確認済証に建築主事印を押し、建築確認台帳を整理の上、申請者へ交付しなければならない。
- 3 法第93条第1項の規定により消防長の同意を得る場合は、消防同意を求める通知書（様式第2号）に確認申請書を添付して行うものとする。
- 4 法第93条第4項の規定による通知は、様式第3号に建築計画概要書の写しを添付して建築主事名をもって行うものとする。
- 5 市細則第12条の規定により確認申請書等に添付する尿尿浄化槽調書は3部とし、法第93条第5項の規定により受理後速やかに審査の上、そのうち1部に様式第4号を添付して建築主事名をもって通知しなければならない。
- 6 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）」第2条第1項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、法第93条第5項の規定による通知を行う場合は、様式第5号に建築計画概要書の写しを添付して建築主事名をもって行うものとする。
- 7 確認申請書等の審査に際し、「期限内に確認できない旨の通知書」を当該申請者に交付した場合は、確認申請書等の通知書の原議を添付しておくこと。
- 8 確認申請書等の確認については、次の各号に掲げる事について注意しなければならない
 - (1) 計画変更のときは、当該直前の確認済証（添付図書等を含む。）を添付させること。
 - (2) 上階に増築するときは、既存部分の確認済証（添付図書等を含む。）を添付させること。
 - (3) 増築のときは、既存部分について、直近の検査済証又は確認済証の交付の履歴を記入させ、構造、用途、防火区画及び避難施設等を図示させること。
 - (4) 用途変更のときは、変更前の用途及び建築年月日（推定も可）を確認申請書等の「その他必要な事項」の欄に記入させること。
 - (5) 風致地区内における建築物等については、「風致地区内における建築等の行為に関する条例（昭和45年山口県条例第5号）」第2条の許可書の写しを添付させること。
 - (6) 急傾斜地崩壊危険区域内における建築物等の場合は、急傾斜地の崩壊によ

る災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の事務担当者に通知すること。ただし、同法第7条の規定に基づく許可書の写しが添付されているときはこの限りでない。なお、住居の用に供する建築物は県条例第4条の規定に十分留意すること。

(7) 工事監理者を必要とする建築物の確認申請書には、工事監理者名を記入させること。なお、工事監理者が未定の場合は、工事着手前に工事監理者届（様式第6号）を提出させ、台帳整理の上、建築申請書に添付しておくこと。

(8) 法の規定による許可、認定、指定又は県条例の規定による認定（以下、「許可等」という。）を受けている場合は、申請書の第3面14欄にそれぞれの許可等の通知の年月日及び番号並びに許可等を受けた根拠規定を記入させ、許可通知書、認定通知書又は指定通知書の写を添付させること。

(9) 高さが31メートルを超える建築物等で伝搬障害防止区域内にあるものについては、申請者に対し、施工に先立ち中国総合通信局長と協議を行うよう教示すること。

（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認の報告の取扱）

第4条 法第6条の2第3項に規定による報告があったときは、適合確認用紙（様式第7号）に必要事項を記入し、報告書に記載されている事項を審査し、建築計画概要書を「規則」及び山口市建築計画概要書閲覧規程（平成17年山口市訓令第21号）に従って閲覧に供さなければならない。

（完了検査申請書等の取扱）

第5条 法第7条の規定による完了検査の申請があったときは、確認台帳等と照会し、変更の有無を確かめ、手数料の額を確認し、受付欄に必要事項を記入し、完了検査を行い、支障がないと認められるものについては、検査済証を交付し、建築確認台帳及び「建築基準法令による処分の概要書」に所定事項を記載しなければならない。

2 前項の規定により、検査を行った結果、違法の部分又は指示を要する部分がある場合は、施工指示書（様式第8号）を建築主又は工事監理者に手交し、是正するよう指導しなければならない。ただし、是正内容が軽微であると認められるときは、口頭による指導とすることができる。

3 法第87条の規定による工事の完了の届け出があったときは、受付欄に必要事項を記入し、建築確認台帳及び「建築基準法令による処分の概要書」に所定事項を

記入して整理するものとする。また、必要に応じて現地を確認し、その結果、違法の部分又は指示を要する部分がある場合は、是正するよう指導しなければならない。

4 前2項の指示に係る是正が終了したときは、工事監理報告書（様式第9号）によりその旨を報告させ、添付された図書等によって是正内容を確認した後に第2項に係るものについては検査済証を交付し、建築確認台帳を整理しなければならない。

（中間検査申請書の取扱）

第6条 法第7条の3の規定による中間検査の申請があったときは、建築台帳等と照合し、変更の有無を確かめ、手数料の額を確認し、受付欄に必要事項を記入し、中間検査を行い、支障がないと認められるものについては、中間検査合格証を交付し、建築確認台帳及び「建築基準法令による処分の概要書」に所定事項を記載しなければならない。

（国土交通大臣等の指定を受けた者による検査の報告等の取扱）

第7条 法第7条の2第3項及び第7条の4第2項の規定による通知または法第7条の2第6項及び第7条の4第6項の規定による報告があったときは、「建築基準法令による処分の概要書」に所定事項を記入して整理するものとする。

（工程届の取扱）

第8条 工程届（様式第10号）の提出があったときは、受付欄に必要事項を記入し、建築確認台帳にその旨を記入し、別に定める「工事中の建築物の検査ならびに巡察要領」に基づき現場検査を行わなければならない。

2 前項の規定により、検査を行った結果、違法の部分又は指示を要する部分がある場合においては、第5条第2項及び第4項の規定を準用する。

（建築物の仮使用承認の取扱）

第9条 別に定める「仮使用承認事務処理要領」により取扱うものとする。

（許可申請等の取扱）

第10条 法令の規定による建築許可は、各種地域、地区の指定目的を阻害するおそれがあるばかりではなく、安全上、防災上、交通上及び衛生上の弊害を伴うおそれもあるので、原則として抑制の方針をとり、事前に適地等に計画を変更するよう十分指導しなければならない。ただし、総合設計制度による許可については、この限りでない。

- 2 周囲の状況、建築物の用途並びに都市計画上の意見により判断して、建築許可もやむを得ないと思われるときは、関係部局と協議し、処理しなければならない。
- 3 法の規定による許可の申請があったときは、手数料の額を確かめ、受付欄に必要事項を記入し、建築許可台帳（様式第11号）に所定事項を記入し、現地を調査し、内容を審査し、不備又は欠陥があるときには申請者に補正させ、消防長の同意を得た上で、支障がないと認められるときは許可をし、許可申請書の副本を添付した許可通知書を申請者へ交付しなければならない。また、その許可に建築審査会の同意を必要とする場合は、山口市建築審査会に付議しなければならない。
- 4 許可の申請の審査に当たっては、次の各号に掲げることに注意しなければならない。

（1）許可を受けようとする理由は、具体的に記入させること。

（2）騒音、振動、粉じん、煙、煤煙、悪臭、有毒ガス、爆発、火災、汚水、通風、日照等に対する有効な対策書を提出させること。

（3）利害関係者の名簿は、敷地周囲から最低50メートル範囲内のものとする。

- 5 法の規定による意見の聴取会の開催については別に定める「建築基準法の規定による意見の聴取手続要領」によるものとする。

（認定申請書及び認定取消申請書の取扱）

第11条 法の規定による認定の申請があったときは、手数料の額を確かめ、受付欄に必要事項を記入し、建築認定台帳（様式第12号）に所定事項を記入し、内容を審査し、必要があるときは現地を調査し、不備又は欠陥があるときは申請者に補正させ、支障がないと認められるときは認定をし、必要な場合はその旨を公示し、認定通知書を申請者に交付しなければならない。

- 2 法第86条の5第2項の規定による認定取消の申請があったときは、手数料の額を確かめ、受付欄に必要事項を記入し、内容を審査し、必要があるときは現地を調査し、不備又は欠陥があるときは申請者に補正させ、支障がないと認められるときは認定の取り消しを行い、建築認定台帳に所定事項を記入し、認定取消通知書を申請者に交付しなければならない。

（山口県建築基準条例の規定による認定事務取扱）

第12条 県条例の規定による認定事務は、別に定める「山口県建築基準条例の規定による山口市認定事務処理要領」により行うものとする。

(安全上の措置等に関する計画届の取扱)

第13条 法第90条の3の規定による安全上の措置等に関する計画届の提出があったときは、受付欄に必要事項を記入し、内容を審査し、必要があるときは現地を調査し、不備又は欠陥があるときはその内容を補正させなければならない。

(道路の指定関係の取扱)

第14条 市細則第13条第1項の規定による道路位置指定申請書の提出があったときは、市細則第15条第2項の規定による道路位置標示届を提出させ、受付欄に必要事項を記入し、道路指定台帳(様式第13号)に所定事項を記入の上、別に定める「道路位置指定指導基準」により内容を審査し、不備又は欠陥があるときは申請者に補正させ、現地を検査し、支障がないと認められるときは、道路位置標示届に必要事項を記入し、道路位置指定通知書を申請者へ交付し、指定した旨の公告をしなければならない。

2 法第42条第1項第4号による指定の取扱は、別に定める「建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路指定の事務処理要領」により行うものとする。

(違反建築物の取扱)

第15条 違反建築物の発生を防止するため、随時管内を巡視指導しなければならない。

2 違反建築物の処理については、別に定める「違反建築物等取扱事務処理要領」により行うものとする。

3 法第90条の2の規定による工事中における建築物の使用禁止、使用制限等の処理については、別に定める「違反建築物等取扱事務処理要領」に準じて行うものとする。

(確認を受けた建築物等の計画の変更等)

第16条 確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認申請事務処理は、別に定める「建築確認申請の計画変更手続きの取扱」により行うものとする。

2 確認を受けた建築物等の計画の変更が法第6条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更該当するときは、工事監理報告書により変更内容を報告させ、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、建築確認台帳及び建築計画概要書等を整理しなければならない。

3 確認を受けた建築物等の建築主、築造主又は設置者に係る事項に変更が生じた場合には、建築主等変更届(様式第14号)により届出させ、その記載内容を審査し、

支障がないと認めるときは、建築確認台帳及び建築計画概要書等を整理しなければならない。ただし、この扱いは検査済証交付後は適用しない。

4 確認済証の交付を受けた建築物の工事監理者に係る事項に変更が生じた場合には、工事監理者届により届出させ、その記載内容を審査し、支障がないと認めるときは、建築確認台帳及び建築計画概要書等を整理しなければならない。ただし、この扱いは検査済証交付後は適用しない。

5 確認済証の交付を受けた建築物等の工事施工者に係る事項に変更が生じた場合には、工事施工者届（様式第15号）により届出させ、その記載内容を審査し、支障がないと認めるときは、建築確認台帳及び建築計画概要書等を整理しなければならない。ただし、この扱いは検査済証交付後は適用しない。

6 確認済証の交付を受けた建築物等の敷地の地名地番に変更が生じた場合（誤記あるいは合分筆による場合に限る。）には、敷地地名地番変更届（様式第16号）により届出させ、その記載内容を審査し、支障がないと認めるときは建築確認台帳及び建築計画概要書等を整理しなければならない。ただし、この扱いは検査済証交付後は適用しない。

7 法第18条第1項に係る建築物等について前5項の規定を準用する。この場合に、「建築主」とあるのは「通知者」と読み替えるものとする。

（許可を受けた建築物等の計画の変更等）

第17条 許可を受けた建築物等の計画に変更が生じた場合で、再許可を要しないときは、建築許可変更届（様式第17号）により変更内容を報告させ、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、建築許可台帳を整理しなければならない。

（証明その他事務の取扱）

第18条 市細則第6条の規定による工事取りやめ届の提出があったときは、建築確認台帳及び建築計画概要書等を整理しなければならない。

2 確認済証交付前に確認申請取り下げ届（様式第18号）の提出があったときは、建築確認台帳を整理し、確認申請書の副本を申請者に返却するものとする。

3 建築台帳記載証明願（様式第19号）の提出があったときは、その記載内容を建築確認台帳と照合した上で、手数料の額を確かめ、建築台帳記載証明書（様式第20号）に「建築基準法令による処分の概要書」を添付して申請者に交付しなければならない。ただし、証明書における個人情報の取り扱いについては、山口市個人情報保護条例（山口市条例第12号）第8条第1項の規定に従うものとする。

4 建築確認不要証明願(様式第21号)が提出されたときは、手数料の額を確かめ、その記載内容を確認した上で、建築確認不要証明書(様式第22号)を申請者に交付しなければならない。

(建築工事届等の取扱)

第19条 法第15条の規定による建築工事届の提出があったときは、その記載内容を審査し、確認済証番号、確認済証交付年月日及び確認済証交付者を記入し、毎月末日に取りまとめ山口県に送付しなければならない。

2 法第15条の規定による建築物除却届の提出があったときは、毎月末日に取りまとめ山口県に送付しなければならない。

(建築物災害報告書の取扱)

第20条 法第15条第3項の規定による建築物災害報告書(建築動態統計調査規則第3号様式)を作成し、山口県に送付しなければならない。

(報告事務の取扱)

第21条 建築行政の資料として、次の各号に掲げる報告書を期日までに取りまとめ、山口県に報告しなければならない。

- (1) 確認申請等取扱月報
- (2) 木造3階建て住宅に関する調査

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、合併前の山口市建築行政事務取扱要領(平成15年4月1日施行)の規定によりなされた手続きは、この要領の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年9月1日から施行する。

様式第1号

申請者氏名						消防同意
確認番号		第 H 一 号 確認年月日 年 月 日				
(FD 有 受付番号 無)		第 H 一 号 受付年月日 年 月 日				
課 長	建築主事	建築担当	開発	地 図	起 案	伺 確認されますか。
						印
審 査 項 目	建築士法	設計資格・監理資格				適・否
	敷地関係	開発関係				適・否
	道路関係	公道・既存道路・開発道路				適・否
	用途地域等					適・否
	斜線制限	道路斜線・隣地斜線・北側斜線				適・否
	日影規制	7m超／10m超				適・否
	防火	防火地域・準防火地域				適・否
		法第22条				適・否
		内装制限				適・否
		界壁				適・否
		排煙設備				適・否
	建築設備	公共下水(受理書)・合併浄化槽・くみ取り				適・否
		採光				適・否
	落下防止				適・否	
審 査 経 緯						

開発許可等に関する添付書類

(非線引都市計画区域)

区域	許可・工事	適用条文等	添付書面等	判定			
用途地域指定有	開発行為に該当するもの	許可済のもの	完了前	37(1)	着工承認書	適・否	
			完了後	37(2)	開発担当部局合議又は適合証明(37)	適・否	
		許可不要のもの	37本文		完了公告若しくは検査済証の写	適・否	
		許可不要のもの	1,000 m ² ・3,000 m ² 未満のもの		現地確認又は開発担当部局に合議	適・否	
			農業、林業若しくは漁業者用のもの		自己申告書+開発担当部局に合議	適・否	
			29(3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10)		開発担当部局に合議	適・否	
			29(11)		開発担当部局に合議又は建築基準法第85条第4項に該当するもの又は適合証明(29)	適・否	
		開発行為に該当しないもの			開発担当部局に合議又は適合証明(29)	適・否	
	用途地域指定無	開発行為に該当するもの	許可完了前	第41条制限無	37(1)	着工承認	適・否
					37(2)	開発担当部局合議又は適合証明(37)	適・否
許可完了中のもの			第41条制限有	37(1)、41.2		着工承認	適・否
				37(1)、41.2ただし書		着工承認+許可書(41)	適・否
			37(2)、41.2		適合証明(37, 41)	適・否	
			37(2)、41.2ただし書		開発担当部局に合議又は適合証明(37)+許可書(41)	適・否	
許可完了後のもの			第41条制限無	37本文、42.1		完了公告又は検査済証+開発担当部局に合議	適・否
				37本文、42.1ただし書		完了公告又は検査済証+許可書(42)	適・否
			37本文、42.2		完了公告又は検査済証+協議書(42)	適・否	
			第41条制限有	37本文、41.2、42.1		適合証明(37, 41, 42)	適・否
		37本文、41.2、4		適合証明(37, 41)+許可書(42)	適・否		

		2. 1ただし書		
		37本文、41. 2、4 2. 2	適合証明(37, 41)+協議書(42)	適・否
		37本文、41. 2ただし書、42. 1	完了公告又は検査済証+開発担当部局に合議+許可書(41)	適・否
		37本文、41. 2ただし書、42. 1ただし書	完了公告又は検査済証+許可書(41, 42)	適・否
		37本文、41. 2ただし書、42. 2	完了公告又は検査済証+許可書(41)+協議書(42)	適・否
許可不要のもの		1,000 m ² ・3,000 m ² 未満のもの	現地確認又は開発担当部局に合議	適・否
		農業、林業若しくは漁業者用のもの	自己申告書+開発担当部局に合議	適・否
		29(3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10)	開発担当部局に合議	適・否
		29(11)	開発担当部局に合議又は建築基準法第85条第4項に該当するもの又は適合証明(29)	適・否
開発行為に該当しないもの			開発担当部局に合議又は適合証明(29)	適・否
備考・意見				

建築基準法第93条第1項の規定による
消防同意を求める通知書

第 号
年 月 日

消防組合 様

山口市建築主事 印

下記の計画について建築基準法第93条第1項の規定により同意を求めるため通知します。

記

1. 受付番号 第 号
2. 受付日付 平成 年 月 日
3. 建築主 住 所
氏 名
4. 建築物敷地の概要
 - (1) 地名地番
 - (2) 用途地域
 - (3) 防火地域 防火地域 準防火地域 指定なし
 - (4) 敷地面積
5. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
 - (1) 主要用途
 - (2) 工事種別
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模な修繕 大規模な模様替
 - (3) 耐火建築物等
 - (4) 申請棟数
 - (5) 延べ面積
 - (6) 建築面積
 - (7) 建築物の階数
 - (8) その他
6. 備考

様式第3号

建築基準法第93条第4項の規定による
消防通知書

第 号
年 月 日

消防組合 様

山口市建築主事 印

下記の計画について建築基準法第93条第4項の規定により通知します。

記

1. 受付番号 第 号
2. 受付日付 平成 年 月 日
3. 建築主 住 所
氏 名
4. 建築物敷地の概要
 - (1) 地名地番
 - (2) 用途地域
 - (3) 防火地域 防火地域 準防火地域 指定なし
 - (4) 敷地面積
5. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
 - (1) 主要用途
 - (2) 工事種別
 - (ア) 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模な修繕 大規模な模様替
 - (3) 耐火建築物等
 - (4) 申請棟数
 - (5) 延べ面積
 - (6) 建築面積
 - (7) 建築物の階数
 - (8) その他
6. 備考

様式第4号

建築基準法第9 3条第5項の規定による
浄化槽通知書

(市) 第 号
年 月 日

環境保健所長 様

山口市建築主事

下記の計画（浄化槽）について、建築基準法第9 3条第5項の規定により通知します。

記

受付番号 H 確申建築山口市 号

受付日付 年 月 日

内 容 別紙のとおり

建築基準法第93条第5項の規定による
特定建築物通知書

第 号
年 月 日

環境保健所 様

山口市建築主事

下記の計画（特定建築物）について、建築基準法第93条第5項の規定により通知します。

記

1. 受付番号 H 確申建築山口市 号
2. 受付日付 年 月 日
3. 建築主 住所
氏名
電話番号
4. 建築場所
5. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
 - (1) 主要用途
 - (2) 工事種別
(ア) 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模な修繕 大規模な模様替
 - (3) 特定用途部分の面積
 - (4) その他
6. 備考

工 事 監 理 者 届

年 月 日

山口市建築主事 様

郵便番号

届出者 住 所

氏 名 印

(電話 局 番)

平成 年 月 日付け 第 号により確認を受けた建築物について、下記のとおり工事監理者に係る事項を変更したので届出します。

記

旧	資格・氏名	() 級建築士 () 登録第 号 印		
	建築士事務所 資格・名称	() 級建築士事務所 () 登録第 号		
	郵便番号	—	電話番号	— —
	住 所			
新	資格・氏名	() 級建築士 () 登録第 号 印		
	建築士事務所 資格・名称	() 級建築士事務所 () 知事登録第 号		
	郵便番号	—	電話番号	— —
	住 所			

- 注 1 届出者の氏名は、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 届け出者及び建築主の氏名は、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記入すること。
 3 [建築物・昇降機・工作物] は、該当するものを○で囲むこと。
 4 変更後の建築計画概要書を提出すること。

受 付	供 覧		
年 月 日	建築主事	担 当 員	
係員 印			
台帳処理月日	/	F D 第	号

第7号様式

申請者氏名											
確認済証年月日		年	月	日					号		
計変済証年月日		年	月	日	市受付	H	年度	第	号		
課長	副参事	建築主事	建築担当				開発担当			地図	
開発関係	開発地内	完了済・既存宅地								適・否	
		区画割変更届 (必要 ・ 不要)									
		予定建築物変更届 (必要 ・ 不要)									
	開発地外										
建物関係	用途	一戸建ての住宅・共同住宅・その他()								適・否	
	構造	RC造・S造・W造・その他()									
	概要	敷地面積		m ²	建ぺい率		%	容積率			%
					申請部分			既存部分			合計
		建築面積		m ²				m ²			m ²
		延床面積		m ²				m ²			m ²
都市計画	区域外 (道路関係、敷地関係欄 記入不要)										
	区域内 (以下の欄も記入)										
道路関係	北側	公道・開発道・既存道・位置指定・2項道路・道路ではない								適・否	
	南側	公道・開発道・既存道・位置指定・2項道路・道路ではない									
	東側	公道・開発道・既存道・位置指定・2項道路・道路ではない									
	西側	公道・開発道・既存道・位置指定・2項道路・道路ではない									
	道路幅員		m				・ 接道長さ				m
敷地関係	用途地域	住居系	1低・2低・1中・2中・1住・2住・準住							適・否	
		その他	近商・商業・準工・工業・工専・無指定								
		建ぺい率		% (角地・風致地区)			・ 容積率				%
	区域 地域	防火地域・準防火地域・法22条地域									
		特別用途地区・風致地区・駐車場整備地区・土地区画整備地区									
その他	計画道路・公園・急傾斜地・建築協定・その他()										
建築士法	設計資格	1級・2級・木造・誰でもよい								適・否	
	監理資格	1級・2級・木造・誰でもよい・届出無し(監理者届け必要)									
建築設備	公共下水・合併浄化槽 人槽・集落排水・くみ取り・集中合併浄化槽								適・否		
その他	中高層協議書・共同住宅協議書・地区計画								適・否		

平成 年 月 日

施 工 指 示 書

様

検査員

職氏名

印

平成 年 月 日 第 号で確認した
の建築物について建築基準法第7条 に基づく（中
間・完了）検査を実施したところ下記について支障があるので、速やかに是正されるよう指示しま
す。

記

区 分	指 示 内 容
<p>1. 防火関係 ア、防火区画 イ、防火戸 ウ、耐火被覆 エ、その他</p> <p>2. 避難関係 ア、階段及び廊下 イ、排煙設備 ウ、非常用照明 エ、非常用進入口 オ、その他</p> <p>3. 内装関係</p> <p>4. その他</p>	
上記事項について施工指示書として次の者に交付しました。	(建築主・監理者)

平成 年 月 日

施 工 指 示 書

様

検査員

職氏名

印

平成 年 月 日 第 号で確認した
の建築物について建築基準法第7条 に基づく（中
間・完了）検査を実施したところ下記について支障があるので、速やかに是正されるよう指示しま
す。

記

区 分	指 示 内 容
<p>1. 防火関係 ア、防火区画 イ、防火戸 ウ、耐火被覆 エ、その他</p> <p>2. 避難関係 ア、階段及び廊下 イ、排煙設備 ウ、非常用照明 エ、非常用進入口 オ、その他</p> <p>3. 内装関係</p> <p>4. その他</p>	
<p>（注意）手直し工事が完了した場合、上記事項について施工された旨、写真、施工図等必要な図書を添えて工事監理者より、工事監理報告書によって報告してください。</p>	

工 事 監 理 報 告 書

年 月 日

山口市建築主事 様

郵便番号
報告者 住 所
氏 名 印
(電話 局 番)

下記のとおり工事の監理をしたので、報告します。

記

確 認 番 号	第	号	確認年月日	年	月	日
建 築 主	住 所					
	氏 名					
建 築 場 所						
建 築 物	用 途		階 数			
	工事種別		建築面積	m ²		
	構 造		延べ面積	m ²		
工事監理者	資 格	種類	建築士	登録番号	第	号
	建 築 士 事 務 所	名称		登録番号	第	号
工事施工者	許可番号	建設業許可 第 号				
	住 所	(電話 局 番)				
	氏 名					
工事監理の 報告事項	項 目	報 告 内 容				
参 考 事 項						

- 注 1 報告者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 「項目」欄は、基礎、軸部及び壁部の完了について個別に記入すること。
 3 写真その他参考となる資料があれば、これを添付すること。
 4 建築計画概要書の内容が変更になった場合は、変更後の建築計画概要書を提出すること。

受 付	供 覧				
年 月 日	建築主事	担 当 員			
係員 印					
台帳処理月日	/	F D 第			号

工 程 届

年 月 日

山口市建築主事 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番) 印

工事が、建築主事の指定した工程に達するので、下記のとおり届け出ます。

記

確認番号	第 号	確認年月日	平成 年 月 日
指定の工程及び その到達予定年月日	工 程	到達予定年月日	
		平成 年 月 日	
建築場所			
建築物	用途		階 数
	工事種別		建築面積 m²
	構造		延べ面積 m²
工事監理者	資格	種類 建築士	登録番号 第 号
	住所	(電話 局 番)	
	氏名		
	建築士事務所	名称	登録番号 第 号
工事施工者	許可番号	建設業許可 第 号	
	住所	(電話 局 番)	
	氏名		

- 注 1 届出者は建築主とすること。
 2 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 3 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

受 付	供 覧		
年 月 日	建築主事	担 当 員	
係員 印			
台帳処理月日	/	F D 第	号

様式 第 1 1 号 建築物許可台帳

受付年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号			
建築主氏名				手 数 料
建築主住所				
敷地の位置	山口市			
建築物用途				
制限条項	第 条 項 号			
工事種別	新築 建替等 (増築 改築 用途変更等)			
前回許可年月日及び番号	年 月 日 第 号			
審査会同意年月日	平成 年 月 日			
許可年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号			
受領年月日及び印	平成 年 月 日			印
確認年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号			
中間年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号			
完了年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号			
備 考				

受付年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号			
建築主氏名				手 数 料
建築主住所				
敷地の位置	山口市			
建築物用途				
制限条項	第 条 項 号			
工事種別	新築 建替等 (増築 改築 用途変更等)			
前回許可年月日及び番号	年 月 日 第 号			
審査会同意年月日	平成 年 月 日			
許可年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号			
受領年月日及び印	平成 年 月 日			印
確認年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号			
中間年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号			
完了年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号			
備 考				

様式 第 1 2 号 建築物認定台帳

受付年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
建築主氏名			
建築主住所			
敷地の位置	山口市		
建築物用途			
制限条項	第 条 項 号		
工事種別	新築 建替等 (増築 改築 用途変更等)		
敷地面積	㎡	建築面積	㎡ 延べ面積 ㎡
構造	一部	階 数	地上 階 地下 階
認定年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
受領年月日及び印	平成 年 月 日	印	
確認年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
中間年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
完了年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
備考			

受付年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
建築主氏名			
建築主住所			
敷地の位置	山口市		
建築物用途			
制限条項	第 条 項 号		
工事種別	新築 建替等 (増築 改築 用途変更等)		
敷地面積	㎡	建築面積	㎡ 延べ面積 ㎡
構造	一部	階 数	地上 階 地下 階
認定年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
受領年月日及び印	平成 年 月 日	印	
確認年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
中間年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
完了年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
備考			

様式第13号

(道路指定台帳)

番号		受付及び進達の月日		申請者の住所、氏名		
受付	第 号	受付	月 日			
告示	第 号	進達	月 日			
指定道路の位置			指定その他の月日		指定の内容	
			指定	月 日	幅員	メートル
			通知	月 日		
			標示	月 日	延長	メートル
			築造	月 日		

建 築 主 変 更 届

年 月 日

山口市建築主事 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名 印
(電話番号 局 番)

平成 年 月 日付け 第 号により確認を受けた [建築物・昇降機・工作物] について、下記のとおり建築主に係る事項を変更したので届出します。

記

旧	氏 名			
	郵便番号	—	電話番号	— —
	住 所			
新	ふりがな			
	氏 名			
	郵便番号	—	電話番号	— —
	住 所			

- 注 1 届出者は、新建築主とすること。
 2 届出者及び建築主の氏名は、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記入すること。
 3 [建築物・昇降機・工作物] は、該当するものを○で囲むこと。
 4 変更後の建築計画概要書を提出すること。

受 付	供 覧		
年 月 日	建築主事	担 当 員	
係員 印			
台帳処理月日	/	F D 第	号

様式第15号

工事施工者届

年 月 日

山口市建築主事 様

届出者 郵便番号
住所
氏名 印
(電話番号 局 番)

平成 年 月 日付け 第 号により確認を受けた建築物について、下記のとおり工事施工者を定めたので届出します。

記

工事施工者 氏名 _____
営業所名 建設業の許可 () 特 号
郵便番号 _____
所在地 _____
電話番号 _____

- 注 1 届け出者の氏名は建築主とすること
2 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
3 変更後の建築計画概要書を提出すること。

受 付	供 覧		
年 月 日	建築主事	担 当 員	
係員 印			
台帳処理月日	/	F D 第	号

敷地地名地番変更届

年 月 日

山口市建築主事 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名 印
(電話番号 局 番)

平成 年 月 日付け 第 号により確認を受けた〔建築物・昇降機・工作物〕について、下記のとおり敷地の地名地番を変更したので届出します。

記

(旧) 地名、地番	
(新) 地名、地番	
変 更 理 由	

- 注 1 届出者及び建築主の氏名は、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 建築主以外のものが届出者となる場合は、建築主の委任状を添付すること。
 3 〔建築物・昇降機・工作物〕は、該当するものを○で囲むこと。
 4 必要に応じ、変更内容を証明する資料（公図、登記簿の写し等）を添付すること。
 5 変更後の建築計画概要書を提出すること。

受 付	供 覧		
年 月 日	建築主事	担 当 員	
係員 印			
台帳処理月日	/	F D 第	号

建築許可変更届

年 月 日

山 口 市 長 様

届 出 者 住 所
氏 名

印

許可を受けた計画の内容について下記のとおり変更をしたいので関係書類を添えて届け出ます。

記

建 築 主	住 所	
	氏 名	
許可年月日及び番号	平成	年 月 日 第 号
敷 地 の 位 置		
建 築 物 の 用 途		
建築物の構造・規模		
工 事 種 別		
変更事項及び内容		
変 更 理 由		
記 入 欄		
受 付	供 担 当 員 覧	
年 月 日	課 長	
第 号		
係員 印		
台帳処理年月日	/	F D 第 号

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

確認申請取り下げ届

年 月 日

山口市建築主事 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

印

下記のとおり確認の申請を取りやめたので、届け出ます。

記

確認申請年月日	年 月 日				
取りやめ年月日	年 月 日				
建 築 主					
建 築 場 所					
建 築 物	用 途		工事種別		
	構 造		延べ面積	m ²	
確認等台帳整理	年 月 日 建築確認受付台帳記入 担当 印				

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 太枠欄は、記入しないこと。
3 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

受 付	供 覧		
年 月 日	建築主事	担 当 員	
係員 印			
台帳処理月日	/	F D 第	号

建築台帳記載証明願

年 月 日

山 口 市 長 様

郵便番号
届出者 住所
氏名
(電話番号)

下記の建築物について、建築台帳の記載事項を証明して下さいよう申請します。

記

確 認 番 号	第 号
確 認 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
建 築 主 氏 名	
建 築 場 所	
申 請 部 分 の 建 築 面 積	
申 請 部 分 の 延 べ 床 面 積	

注 確認年月日の（昭和・平成）は該当する方を○で囲むこと。

手数料欄		※本人確認欄	
		により届出者本人であることを確認	
決 裁	平成 年 月 日	伺 い	
課 長	副参事	担 当	確認台帳と照合済。 証明してよろしいか。
			係員

証 明 交 付 日	平成 年 月 日	受取者印
-----------	----------	------

※本人確認欄は、建築主(住所・氏名)を証明する場合に記入

確認台帳記載証明書

平成 年 月 日

下記のとおり確認台帳に記載してある事項と相違ないことを証明します。

山口市長

印

- 1 建築物の概要
 - (1) 敷地の位置 山口市
 - (2) 建築物の名称
 - (3) 主要用途
 - 延べ面積 A.申請部分の面積
 - B.申請部分以外の面積
 - C.合計の面積
 - (4) 建築物の構造
 - (5) 建築物の階数 地階を除く階数（地上階数）
地階の階数
- 2 建築主
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
- 3 建築基準法令による処分
別添 建築基準法令による処分の概要による

様式第21号

確認不要証明願

建築主氏名

申請地名地番

構 造

用 途

申請延床面積

上記建築物を建築するに際して、建築場所は都市計画区域外であり、建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を必要とせず、建築基準法第15条第1項による建築工事届は提出済みであることを証明されるようお願いいたします。

年 月 日

住所

氏名

印

山 口 市 長 様

手数料欄		課長	担当
	決 裁		

様式第22号

建築確認不要証明書

建築主氏名

申請地名地番

構造

用途

申請延床面積

上記建築物を建築するに際して、建築場所は都市計画区域外であり、建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を必要とせず、建築基準法第15条第1項による建築工事届は提出済みであることを証明します。

年 月 日

申請者 様

山口市長

印